

# 第6章 国際調査機関に対する手続

(主として国際調査機関としての日本国特許庁に対する手続)

日本国特許庁を受理官庁とする国際出願を管轄する国際調査機関は、日本語による国際出願は日本国特許庁であり、英語による国際出願は日本国特許庁か、ヨーロッパ特許庁のいずれかを選択します。

なお、ヨーロッパ特許庁に対する手続の様式については明確ではありませんが、規則92.1(a)の規定により書簡によることとなります。

## 第1節 発明の単一性の欠如

### 1. 追加手数料の納付命令

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、国際調査機関（特許庁長官）は、出願人に対し期間を指定して追加手数料を納付すべきことを命じます。

(法8(4)、条17(3)(a))

追加手数料の納付を命ずる場合には、その理由及び納付すべき金額を明示した文書により行います。

(法施43(1)、規40.1)

### 2. 納付の期間

(規40.1(ii))

(1) 日本国特許庁 命令の日（発送日）から1月

(2) ヨーロッパ特許庁 命令の日（date of the invitation）から1月

### 3. 追加手数料の額

追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定めます。

(規40.2(a))

(1) 日本国特許庁 1発明につき 78,000円 (法8(4)、令2(2))

(2) ヨーロッパ特許庁 1,700ユーロ (EUR)

### 4. 納付の方法

(1) 国際調査機関が日本国特許庁の場合

「手数料追加納付書」に所定の手数料に相当する特許印紙を貼付するか、現金納付のときは納付済証（特許庁提出用）を別紙に貼付し、電子現金納付のときは納付書に納付番号を記載して提出します。

(法施43(2)、法施様18) 【様式編4-1】

(2) 国際調査機関がヨーロッパ特許庁の場合



### 3. 申立ての方法（日本国特許庁の場合）

「陳述書」を「手数料追加納付書」（命じられた金額の手数料全額を追加して納付する場合に限られます）と同時に提出することにより行います。

（法施 4 4 (2)、法施様 1 9、同 1 9 の 2（英語））【様式編 4 - 1】

【様式編 4 - 2】

### 4. 異議申立手数料（日本国特許庁は適用しません）

(1) 国際調査機関は、異議の審理について異議申立ての手数料（異議申立手数料）の支払いを条件とすることができます。（規 4 0. 2 (e)）

(2) 納付の期間

追加手数料の求めの日から 1 月以内（規 4 0. 1 (iii)）

(3) 国際調査機関としてのヨーロッパ特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料  
750ユーロ（EUR）

### 5. 異議申立ての決定（日本国特許庁の場合）

(1) 審査官による決定

追加手数料異議の申立ては、3名の審査官の合議体により決定がされ、決定の謄本が申立人に送付されます。（法施 4 5 の 4 (3)、規 4 0. 2 (c)）

(2) 返還すべき旨の決定

追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があった場合には、返還すべきものとされた金額が申立人に返還されます。

（法施 4 5 の 4 (2)、規 4 0. 2 (c)）

(3) 返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。【様式編 2 - 2 7】

## 第3節 要約に関する意見書の提出

### 1. 国際調査機関による要約の作成

国際出願の要約が規則 8. 1 [内容及び形式] 及び規則 8. 3の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関が自ら要約を作成して、国際調査報告に添付して出願人に送付されます。（法施 4 7 (1)、規 3 8. 2、規 4 4. 2）

### 2. 意見書の提出

国際調査機関が要約を作成した場合には、出願人は作成された要約について意見を述べることができます。（法施 4 7 (3)、規 3 8. 3）

(1) 提出の期間

国際調査報告の発送日から1月

(法施47(3)、規38.3)

(2) 提出の方法

「意見書」を提出して行います。

(法施47(4)、法施様11の7、同11の8(英語)【様式編2-7】)

### 3. 要約の修正

国際調査機関が作成した要約を修正した場合には、その修正は国際事務局及び出願人に送付されます。  
(規38.3、細515)

## 第4節 明らかな誤りの訂正請求

国際出願の願書以外の明細書、請求の範囲、図面又は国際調査機関に提出した書類に明らかな誤りがある場合に行う手続です。また、国際調査報告書と共に国際出願に使用してはならない表現に係る通知(様式PCT/ISA/218)が添付されている場合も同様に、その訂正を「明らかな誤りの訂正請求書」により行うことができます。その訂正方法等については『第5章 国際出願の後に行う手続 第6節 明らかな誤りの訂正請求』の欄を参照してください。

(法施4、条21(6)、規91.1、細501)

## 第5節 書類の不備の補足の手続

国際調査機関に提出した書類に不備がある場合には、国際調査機関は相当の期間を指定してその不備を補足すべきことを命ずる場合に行う手続です。

『第5章 国際出願の後に行う手続 第7節 書類の不備の補足の手続』の欄を参照してください。

## 第6節 文献の写しの請求

出願人又は指定官庁は、国際調査報告に記載された文献の写しを、国際調査機関に対し国際出願日から7年間の期間内に請求することができます。(法9、条20(3)、規則44.3)

『第5章 国際出願の後に行う手続 第11節 謄本・証明書等の請求手続 5. 文献の写しの請求』の欄を参照してください。

なお、出願人は引用された文献を、特許電子図書館(IPDL)、独立行政法人工業所有権情報・研修館(特許庁2F)等においても入手可能な場合がありますので、詳しくは各機関にお問い合わせください。

## 第7節 調査手数料の一部払戻し

### 1. 日本国特許庁

国際出願が先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、日本国特許庁が作成した先の国際出願の国際調査報告の相当部分を当該国際出願の国際調査報告の作成に利用できた場合は、納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します。（願書の第VII欄先の調査結果の利用請求への記載は必要ありません。）

また、願書の第VII欄に先の調査結果の利用請求として、国内出願の必要情報（出願日、出願番号、国名）が記載されている場合、その国内出願の審査の結果の相当部分を利用できた場合にも同様に納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します。（第VII欄に国内出願の必要情報の記載がされていない場合は、手数料の一部返還の対象とはなりません。）

（法施50、規16.3、規41.1）

(1) 返還額	2003年以前の国際出願について	29,000円
	2004年以降の国際出願について	41,000円

#### (2) 返還請求の方法

「国際調査手数料一部返還請求書」を提出して請求します。

【様式編4-3】

### 2. ヨーロッパ特許庁

国際出願が先の出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該先の出願についてされた調査を利用することができる程度に応じて調査手数料が払戻されます。

\*詳細については、国際事務局ホームページ (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>) のPCT Applicant's Guide「出願人の手引き」D欄ヨーロッパ特許庁（EP）の英語版を参照してください。

（注）払戻しの際に必要な場合の手数料は、出願人の負担になります。

## 第8節 国際調査報告

### 1. 国際調査報告の作成（ISA/210）

国際調査報告は、下記の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成され、出願人及び国際事務局に同時に送付されます。

- (1) 優先日から9月
- (2) 国際調査機関による調査用の写しの受領から3月

（法施41(1)、規42.1、規44.1）【様式編3-2】

## 2. 国際調査報告の記載事項（法施40）

- ① 国際出願番号、出願人の氏名（名称）、国際出願日（規43.1）
- ② 国際調査が実際に完了した日、優先権主張日（最先の日付）（規43.2）
- ③ 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号（規43.3）
- ④ 国際調査を行った分野の分類の記号（規43.6(a)）
- ⑤ 関連する技術に関する文献（規43.5）
- ⑥ 発明の単一性に関する注釈（規43.7）
- ⑦ 国際調査報告について責任のある職員の氏名（規43.8）

## 3. 国際調査報告の記載禁止事項

見解の表明、理由、論証又は説明を記載することはできません。（規43.9）

## 4. 国際調査報告の不作成

国際調査機関は、次のいずれかの事由がある場合にはその旨を宣言して、国際調査報告を作成しない旨を出願人及び国際事務局に通知します。（法8(2)、条17(2)(a)）

(1) 国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合

（法8(2)1、法施42、条17(2)(a)(i)、規39.1）

《国際調査を要しない事項》

- ① 科学及び数学の理論
- ② 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
- ③ 人の身体の手術又は治療による処置及び診断方法
- ④ 情報の単なる提示
- ⑤ コンピューター・プログラム（国内出願において先行技術調査を行うものを除く）

(2) 明細書、請求の範囲、図面に必要な事項が記載されていないため、又は記載が著しく不明確であるため有効な国際調査をすることができない場合（法8(2)②、条17(2)(a)(ii)）

## 第9節 国際調査見解書（2004年1月1日以降の国際出願に適用）

### 1. 国際調査見解書の作成（ISA/237）

(1) 国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言と同時に、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか、また特許協力条約及び規則に定める要件を満たしているかどうかについて、書面による見解を作成します。（規43の2.1(a)）【様式編3-3】

(2) 見解の作成は、条約第33条、第35条等の予備審査に関する規定が準用されます。（規43の2.1(b)）

## 2. 国際予備審査との関係

国際調査見解書は、国際予備審査の請求がされた場合には、原則として国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。(規66.1の2(a))

国際調査機関＝国際予備審査機関であり、その機関が国際調査と同時に国際予備審査を行った場合には、否定的な見解が存在していない限り、国際調査機関としての見解書を作成することは必要とされていません。(規69.1(b)の2))

## 3. 国際調査見解書に対する出願人のコメント

出願人は、コメント(条約及び規則等に明文化して規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。)を国際事務局に提出して国際調査見解書への反論を示すことが可能です。コメントは、国際事務局から指定官庁に送付され、国際調査見解書に対する出願人の反論を指定官庁に伝える機能があります。(コメントの提出方法は、「第7章 国際事務局に対する手続」を参照してください。)

## 4. 特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)

国際予備審査報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、国際事務局は国際調査機関に代わって、国際調査機関が作成した見解と同一の内容の報告を作成します。報告は「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」という表題が付されます。国際事務局は上記により作成された報告を出願人に送付します。(規44の2.1)

# 第10節 国際調査報告等の送付・送達

## 1. 出願人・国際事務局への送付

国際調査機関は、国際調査報告及び国際調査見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定を送付の通知書(ISA/220)とともに、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。(法施41、条17(2)、条18(2)、規44.1)【様式編3-1】

## 2. 指定国への送達

国際事務局は、優先日から30月経過した後に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」を各指定官庁に送達します。なお、指定国が要求した場合は、英語による翻訳が国際事務局により作成され、指定官庁及び出願人に送付されます。(規44の2.2、同44の2.3)